

議員提出議案第4号

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成23年3月9日

提出者 角 田 晃 一

〃 吉 波 伸 治

賛成者 有 村 京 子

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員の定数を定める条例（平成13年6月生駒市条例第18号）

の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。